

地区計画区域内における行為の届出について

■ 届出について

地区計画が定められている区域内で以下の工事等を行う場合は、

工事にかかる30日前までに「地区計画の届出」が必要です。（都市計画法第58条の2第1項）

- 土地の区画形質の変更（切土、盛土等）
- 建築物の新築、増改築、用途変更
- 車庫や物置の設置
- へいや垣の設置
- 屋外広告物の設置

※届出が不要となる場合もありますので、次ページの届出フローおよび以下の2次元バーコードで確認や届出先の担当までお問い合わせください。

※届出後に施工方法等を変更する場合、変更工事にかかる30日前までに変更届出書の提出が必要です。

■ 届出先

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

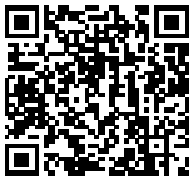
小樽市建設部庁舎2F 都市計画課 都市計画グループ（土地利用担当）まで

TEL : 0134-32-4111（内線 7331）

mail : tosikei@city.otaru.lg.jp

■ 届出書の様式、届出の必要な行為詳細について

以下の2次元バーコード（小樽市ホームページ）でダウンロードや詳細について確認できます。



〈小樽市ホームページ〉 → 〈くらし・手続き〉 → 〈生活・インフラ〉 → 〈都市計画〉 → 〈都市計画 各種届出・申請・証明〉 → 〈地区計画区域内における建築等の届出〉 → 〈届出書の様式等〉

■ 必要な書類

以下の書類を2部（正本・副本）

- ・ 地区計画区域内における行為の届出書
- ・ 添付が必要な設計図書

行為の種類	図面	縮尺	備考
(1) 土地の区画形質の変更	現況平面図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面
	設計図	1/100 以上	計画平面図等、当該行為の施工方法を明らかにする図面
(2) 建築物の建築または工作物の建設	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	平面図	1/50 以上	各階平面図（建築物である場合に限る）
(3) 建築物等の用途変更	立面図	1/50 以上	2面以上の建築物又は工作物の立面図

※その他必要に応じて参考となる書類の提出をお願いすることがあります。

■ 地区計画の適合が確認でき次第、受理通知書と届出書類の副本を交付します。

（届出書を受理してから副本交付までは1～2週間程度要します）